ユニット型地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

ぶどう畑

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
甲州市指定　第　1992200053　号

当施設は、利用者様に対して指定介護福祉施設サービスを提供いたします。施設概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。分かりにくいことがありましたら、遠慮なく質問して下さい。

※当施設への入居は、原則として要介護認定審査の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。なお、要介護認定を受けずに、緊急入居された方の場合には、入居後、速やかに要介護認定を受けていただきます。

1．施設経営法人

(1) 法人名　　社会福祉法人　慶千会
(2) 法人所在地　　山梨県甲州市勝沼町休息1300－1
(3) 電話番号　　0553－44－6500
　FAX　　0553－44－6501
(4) 代表者氏名　　理事長　髙野　剛
(5) 設立年月日　　平成26年1月31日

2．事業所の概要と説明

(1) 建物の構造　　鉄骨造2階建
(2) 建物の延べ床面積　　1919．31㎡
(3) 事業所の種類　　指定ユニット型地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・定員29名
　平成26年12月17日指定・甲州市　1992200053　号
(4) 事業の目的　　小規模生活単位｛施設の全部において個室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（入居されている皆様が交流し、共同で生活を営む場所）により一体的に構成される場所｝ごとに、利用者に日常生活を営んでいただき、それに対し必要な支援をさせていただくことを目的とします。
(5) 事業所の名称　　特別養護老人ホーム　ぶどう畑
(6) 事業所の所在地　　山梨県甲州市勝沼町休息1300－1
　交通機関　　JR中央本線「勝沼ぶどう郷駅」より車10分
(7) 電話番号　　0553－44－6500
　FAX　　0553－44－6501
(8) 管理者氏名　　施設長　小倉　良二
(9) 事業の運営方針　　利用者が自らの生活様式や生活習慣に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように一日の流れの中で行われる支援を目指すことを目的とします。
(10)サービス開始年月日　　平成26年12月17日
(11)事業所が行っている業務（当事業所では、次の事業もあわせて実施しています）
　○短期入所生活介護事業所（指定空床型・併設型短期入所生活介護事業所・指定空床型・併設型介護予防短期入所生活介護事業所）・定員10名

○通所介護事業所(指定地域密着型通所介護･指定日常生活支援総合事業　通所介護独自)･定員 12 名

3.施設利用対象者

(1)　当施設に入居できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護3」以上と認定された方が対象となります。また入居時において「要介護3」以上を受けておられる利用者であっても、将来「要介護3」以上の認定者でなくなった場合には、特例入所の判断基準に基づき退居していただくことになります。

(2) 入居契約の締結前に、事業所から感染症等に関する健康診断を受けて、その診断書の提出お願いしています。契約者は、これに協力していただけるようお願いします。

4.居室の概要

(1) 居室等の概要

完全個室にて、在宅に近い居住環境で、利用者一人ひとりの個性･生活のリズムに沿い、また、他人との人間関係を築きながら日常生活を送っていただけるように設備を整えました。

ユニットの設備	室数	備考
居室(1 人部屋)	10室	ナースコール･エアコン･洗面台･床頭台等完備
共同生活室	1 室	食堂･リビング･機能回復訓練スペース
台所	1 室	キッチン完備(個室外共用)
便所	2室	ウォシュレット設備(個室外共用)
浴槽	1 室	ユニットバス(個室外共用)

※上記 1 ユニットとし、3 ユニット(内 1 ユニットは 9 室)あります。

ユニット外の設備	室数	備考
浴室	2室	特殊浴槽(機械浴等)
便所	2室	ウォシュレット設備
医務室	1室	

☆ 上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設･設備です。この施設･設備の利用にあたって、居室利用に対しての居住費はいただきますが、その他利用者に負担していただく費用はありません。

☆ 居室の決定方法

利用者の要望や、身体状況、空き居室の状況等を踏まえた上で、居室を決定いたします。

☆ 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況によって施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議の上決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

- 居室(個室)には、ベッド･整理ダンス･エアコン･洗面台等を完備しております。
- 共同生活室の共同スペースは自由に利用いただけます。
- 各ユニットに浴槽(共有)を完備しております。

5. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対してユニット型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守します。(29 床)

職種	職員配置	指定基準
1. 施設長(管理者)	1 名	1 名
2. 介護職員	必要数	利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
3. 看護職員		
4. 生活相談員	1 名	1 名
5. 機能訓練指導員	1 名	1 名
6. 介護支援専門員	1 名(生活相談員が兼務)	1 名
7. 医師(嘱託)	1 名	必要数
8. 栄養士	1 名	1 名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週　金曜日
2. 介護職員	日勤帯　7:00～20:00　1 名以上(非常勤含む･シフト勤務) 夜勤帯　20:00～7:00　1 名以上(フロア毎)
3. 看護職員	日勤　8:30～17:30　1 名以上(シフト勤務)
4. 機能訓練指導員	機能訓練時
5. 生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員 8:30～17:30　1 名
6. 介護支援専門員	生活相談員が兼務します。
7. (管理)栄養士	標準的な時間帯における最低配置人員 8:30～17:30　1 名

☆ 土日は上記と異なります。

☆ 生活相談員･介護支援専門員･管理栄養士は、祝日、12/29～1/3 までは除きます。

6. 緊急時の対応

○身体状況急変時 ･･･ 看護職員を中心とした緊急体制をとっています。利用者の容態に変化などが生じた場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族へ速やかに連絡します。

○災害時 ･･･ 定期的に避難訓練を行い、災害時に備えております。近隣の甲州市消防署と連携をとり非常時に対応しています。

防火管理者 ･･･ 米倉政勝

○感染症発生時 ･･･ 感染症対策委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えています。
感染症の発生を確認した場合、早急に感染症拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額を利用者に負担していただく場合などがあります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

次のサービスについては、居住費、食費を除き、各利用者の介護負担割証の割合に応じた額が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 施設介護サービス計画の作成
- アセスメントによって気づいた課題についての解決策を実現するために必要な日常生活のサービス計画を立案します。

② 居室の提供
- ユニット型全室個室となっており、個室を提供いたします。

③ 食事
- 当施設では個々の利用者につきまして、(管理)栄養士、医師、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、介護職員等の協働のもと、栄養マネジメントを実施し、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- 利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。ご希望があれば自室での食事も可能です。

(食事時間)※あくまでも目安の時間です。利用者個別のペースに合わせて希望の時間に提供させていただきます。ただし食物ですので大幅な時間延滞が生じた場合は、廃棄させていただく場合があります。

朝食:7:30～9:30　昼食:11:30～13:30　夕食:17:30～19:30

④ 入浴
- 入浴または清拭を週2回行います。
- 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

⑤ 排泄
- 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ウォシュレット付トイレを完備しています。

⑥ 機能訓練
- 利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑦ 健康管理
- 医師や看護職員が、健康管理を行います。
- 施設外の受診は、原則としてご家族対応となります。

⑧ その他自立への支援
- 寝たきり防止のため、医師より制限のある方以外はできるかぎり離床に配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑨ 生活相談
- 生活相談員は、利用者および家族からの生活相談に応じます。

⑩ 看取りケアについて

回復の見込みがなく、終末期の状態であると医師が医学的に判断した利用者に対して、延命治療を行わず、苦痛の緩和と精神的な支えを主体に施設で最期を迎えられるよう次の通り援助を行います。

(1) 嘱託医の協力のもと、各職員が看取りの心をもち、本人の尊厳に十分配慮しながら介護にあたります。

(2) 医師・看護職員・生活相談員・介護支援専門員・介護職員・管理栄養士など協働で看取り介護に関する計画書を作成いたします。

（3） 看取り介護中であっても、苦痛を伴ったり家族が希望される場合は中止して病院へ入院していただくことも可能です。
（4） 施設には常勤医師の配置はなく夜間は看護職員も不在ですが、緊急時の対応については介護職員が緊急連絡体制に基づき看護職員と24時間連絡体制が確保されています。
（5） 死亡時は嘱託医又は主治医が施設にて死亡確認を行いますが、日中医師が職務中など直ちに来所できない場合もあります。その際は待っていただくことになります。
（6） 看取り介護についての説明は入居の際行い内容を確認の上、同意書をいただきます。

〈サービス利用料金（1 日あたり）〉

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担）を支払っていただきます。
（サービス利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

〈加算用件について〉

利用者の要望及び状態により、栄養マネジメント、療養食、日常生活継続支援、看護体制等の対応をいたします。但し、これらの対応に関しましては別途費用を申し受けます。
なお、初期及び入院、外泊時には加算が発生いたしますので予めご了承下さい。

☆加算要素の自己負担額

・初期加算（入所後 30 日間） 1日 30円
・入院、外泊時加算 1日246円
・療養食加算 1 日 6円
・その他各種加算につきましては別表の料金表にてご確認ください。

※ 別途、利用単位に当該年度算定の介護職員処遇改善加算等処遇に係る加算率を乗じた額が加算されます。
※ 上記加算は、1単位を地域区分単価 10.00 円で計算します。
※ 介護報酬改正及び、当施設におけるサービス提供体制の変更により、利用料金（自己負担額）が変更になる場合があります。

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦支払っていただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更額に合わせ、利用者負担額を変更します。

⑵介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食費

- 食材料及び調理費について実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額の負担となります。

※朝･昼･夕のいずれか食事止めの場合:1 日あたりの食費が発生します。
3食とも食事止めの場合:食費は発生しません。

	1日あたり	1ヵ月あたり（30日）
利用者負担第4段階（第1段階から第3段階以外の方）	1640円	49200円
利用者負担第3段階②（市町村民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120 万超の方）	1420円	42600円
利用者負担第3段階①（市町村民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超 120 万以下の方）	680円	20400円
利用者負担第2段階（市町村民税非課税世帯で課税年金収入合計所得金額が80万円以下の人）	390円	11700円
利用者負担第1段階（市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者･生活保護受給者等）	300円	9000円

②居住費

当施設はユニット型特別養護老人ホームとして基準を満たしております。つきましては居住費といたしまして別途費用の負担をしていただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額の負担となります。

	1日あたり	1ヵ月あたり（30日）
利用者負担第4段階（第1段階から第3段階以外の方）	2070円	62100円
利用者負担第3段階②（市町村民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120 万超の方）	1470円	44100円
利用者負担第3段階①（市町村民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超 120 万以下の方）	1370円	41100円
利用者負担第2段階（市町村民税非課税世帯で課税年金収入合計所得金額が80万円以下の人）	880円	26400円
利用者負担第1段階（市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者･生活保護受給者等）	880円	26400円

☆ 外泊時(入院時を含む)におかれましても、利用者は所定の居住費を当施設に支払うものとします。

③特別な食事(酒類を含みます)

- 利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。
  利用料金:要した費用の実費

④理髪･美容

[理容･美容サービス]

- 希望により、理容師･美容師の出張による理髪他サービス(調髪･顔剃り)を利用していただけます。

  利用料金:1800円～2500円

⑤金銭の管理

- 入居時に小口現金として30000円お預かりし、取引業者及び病院等への支払い(入院費を除く)にあて管理します。　※管理費:500円／月

⑥レクリエーション、クラブ活動

- 利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

  利用料金:材料代等が生じた場合、実費をいただきます。

⑦複写物の交付(サービス提供記録の閲覧)

- 利用者またはその家族は、サービス提供についての記録(介護、看護等)をいつでも閲覧できます。希望がありましたら、担当職員までお申し出下さい。また、複写物を必要とする場合には実費を負担していただきます。

  1枚につき:10円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

- 日常生活品の購入代金など利用者の日常生活にかかる費用で利用者に負担していただくものがあります。

  ※ 要望に応じ対応させていただき、実費を徴収させていただきます。

- おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

⑨居室に持ち込まれる電化製品の電気代

- 居室にテレビ、冷蔵庫、加湿器、扇風機、電気毛布等を持ち込まれる場合、下記の通り電気代を負担していただきます。

  料金:電化製品1台につき1日37円

  ※ 火災等の恐れのある製品については持ち込みできません。

  ※ 税込みの金額となります。

  ※ テレビ使用には CATV 料金1500円がかかります。

⑩ 契約書第 25 条に定める所定の料金

- 利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金を各段階の金額で負担して頂くことがあります。また利用者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合も同様といたします。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更内容と変更する事由について、変更を行う1ヵ月前までにご説明します。

8. 利用料金のお支払い方法(契約書第９条参照)

前記(1)、(2)の料金･費用は1ヵ月ごとに計算し請求しますので、翌月20日までに契約時に別途指定された預金口座からの自動振替の方法で支払っていただきます。(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

9．入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記提携医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

〈提携医療機関〉　甲州市立勝沼病院

※入居中に必要が生じた場合には、緊急車両等にて提携医療機関もしくは救急指定病院へ救急搬送させていただきます。状況により家族への連絡は対応後になる場合があります。

10．施設を退居していただく場合（契約の終了について）（契約書第 19 条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退居していただくことになります。

① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ 利用者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 20 条・第 21 条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設のからの退居を申し出ることができます。その際は退居を希望する日の 7 日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

① 介護保険給付対象外のサービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 利用者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が第 13 条に定める守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけられた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 22 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項については、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、又は、利用者の重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
⑤ 利用者が3ヵ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑥ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

＊当施設入居中に利用者が病院等に入院された場合の対応について
(契約書第 24 条参照)当施設に入居中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は次のとおりです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金を負担していただきます。
1日あたり:246円　　居住費:所得に応じた段階別負担額

②7日間以上3ヵ月以内の入院の場合

入院後 3 ヵ月以内に退院が可能となった場合については、やむを得ない事情がある場合を除き、再び施設に入居することができます。

③3ヵ月以内の退院が見込まれない場合

退院について3ヵ月を超える見込みがあると医師が判断した場合は、3ヵ月を待たずに契約を解除していただく場合があります。
なお、退居(契約解除)後に退院となった場合でも受け入れ支援等、相談に応じます。
3ヵ月を超えて入院が見込まれ、契約を解除した場合であっても、3ヵ月以内に退院されたときには、当施設に再び入居できるよう努めます。但し、退院時に施設が満室の場合は、併設されている短期入所生活介護等を利用していただく場合があります。

(3)円滑な退居のための援助(**契約書第 23 条参照**)
利用者が当施設を退居する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境を勘案して、円滑な退居のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。
〇適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
〇居宅介護支援事業者の紹介
〇その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

11.身元引受人について(契約書第 26 条参照)
(1)契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

⑵身元引受人には、これまで最も身近にいて、利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
⑶身元引受人は、利用者の利用料等の経済的な責務については、利用者と連帯して、その責務の履行を負うこととなります。また、こればかりではなく、利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、さらには当施設と協力、連携して退居後の利用者の受入先を確保する等の責任を負うこととなります。
⑷利用者が入居中に死亡した場合においては、その遺体や残置物(居室内に残置する日常生活品や生活品や身の回り品であり、高価品は除外します。)のその引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳やその他高価品等は残置品には含まれず、相続手続きに従って、その処理を行うことになります。また、利用者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当施設に残された利用者の残置品を利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただきます。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、利用者または身元引受人に負担していただくことになります。
⑸身元引受人が死亡したり、破産宣告を受けた場合には、事業者は新たな身元引受人を立てていただくために、利用者に協力をお願いする場合があります。
⑹身元引受人には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等については、必ずその都度通知させていただきます。

12.苦情の受付について(契約書第28条参照)

⑴当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口:米倉政勝(総務)
京島由加里(介護支援専門員兼生活相談員)
0553－44－6500

○ 受付時間　　:毎週月曜日～金曜日　午前9時00分～午後5時00分
また、苦情ボックス(ご意見箱)をホールに設置しています。

○ 苦情解決責任者:施設長　小倉　良二
なお、苦情の受付窓口は受付担当者となります。また第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は苦情解決を円滑に図るため、双方への助言や話し合いへの立会いなども致します。苦情解決責任者は、苦情の申し出人と話し合いによって円滑解決に努めます。

○ 苦情申し立てができる第三者委員の氏名・連絡先は、施設玄関先の掲示板に記載されております。必要な際にはご確認ください。

⑵行政機関その他苦情受付機関

甲州市 介護保険担当	山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1 0553－32－5066
地域包括支援センター	山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1 0553－32－5600
山梨県国民健康保険団体連合会　介護保険課苦情相談	山梨県甲府市蓬沢1丁目15番35号 055－233－9201

13．第三者による評価の実施状況

☑ 第三者による評価の実施なし

＜重要事項説明書付属文書＞

1． 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員･･･ 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談･助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員･･･ 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員･･･ 主に利用者の健康管理及び療養上のケアを行いますが、日常生活上介護、介助等も行います。1 名以上の看護職員を配置しています。

介護支援専門員･･･ 利用者に係る施設サービス計画書(ケアプラン)を作成します。

1名の介護支援専門員を配置しています。(生活相談員兼務)

管理栄養士･･･ 利用者に係る栄養ケア計画を作成し、利用者個々にあった栄養管理･給食管理を行います。1名の管理栄養士を配置しています。

機能訓練指導員･･･ 個別訓練計画書を作成し、利用者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師･･･ 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。嘱託医 1 名の医師を配置しています。

2．契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針及び、栄養･給食管理については、入居後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」･「栄養ケア計画書(栄養マネジメント)」･「個別機能訓練計画書(個別機能訓練)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」「栄養ケア計画書(栄養マネジメント)」･「個別機能訓練計画書(個別機能訓練)」の作成及びその変更は次のとおり行います。

○「施設サービス計画書(ケアプラン)」

① 介護の提供に係る計画等に関し、当施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

② その担当者は施設サービス計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

↓

③ 施設サービス計画は原則として6ヵ月に 1 回、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には利用者及び家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

↓ ↑

④ 施設サービス計画が変更された場合には、利用者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

○「栄養ケア計画（栄養マネジメント）」

① 利用者の生活機能の維持、改善や尊厳ある自己表現に寄与するため、他職種協働（管理栄養士、医師、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、介護職員等）のアプローチによって、低栄養状態の改善を目的とした、栄養マネジメントを導入します。

↓

② 栄養ケア計画は、入居時スクリーニング、栄養アセスメントを行って、低・中・高の3つの低栄養状態リスクに区分し、利用者及び家族の意向をふまえた栄養ケア計画書を作成いたします。

↓

③ 栄養ケア計画の原案については、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

↓ ↑

④ 栄養ケア計画については、定期的に見直しをかけ、内容に変更があった場合には、利用者及び家族に対して書面を交付し、その内容を確認していただき同意を得ます。

○「個別機能訓練計画（個別機能訓練）」

① 利用者の生活機能の維持、改善や尊厳ある自己表現に寄与するため、他職種協働（管理栄養士、医師、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、介護職員等）のアプローチによって、個別機能訓練を導入します。

↓

② 個別機能訓練計画は、入居時に評価を行い、利用者及び家族の意向をふまえた個別機能訓練計画書を作成いたします。

↓

③ 個別機能訓練計画の原案については、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

↓ ↑

④ 個別機能訓練計画については、定期的に見直しをかけ、内容に変更があった場合には、利用者及び家族に対して書面を交付し、その内容を確認していただき同意を得ます。

3．サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①利用者の生命、身体の安全･確保に配慮します。
②利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。
③消防法などの規定に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
④利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新のために必要な援助を行います。
⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに利用者および代理人の請求に応じて閲覧を求め、必要な場合は複写物を交付します。ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
⑥利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載し、家族の同意の上、事実を明確にして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、利用者の同意を得ます。

4．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限

お品物により、お持ち込み制限をさせていただく場合があります。

(2)訪問（面会）

訪問時間：午前9時30分～午後5時00分。前記以外の緊急訪問については、インターホンでご連絡下さい。

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。
※なお、来訪される場合は、布教活動や政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
※食べ物等の持ち込みは必ず職員にご相談下さい。

(3)外出、外泊

外出、外泊をされる場合は事前に届け出て下さい。また、緊急連絡先なども知らせておいて下さい。

(4)食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る料金」はいただきません。当日の申し出に関しては所定の料金をいただきます。（ただし、緊急の入院･通院等の場合はその限りではありません。）

⑸喫煙

施設内での喫煙はできません。

⑹施設、設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価を支払っていただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生面等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

５．事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、利用者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

６．損害賠償について（契約書第 16 条・第 17 条参照）

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。